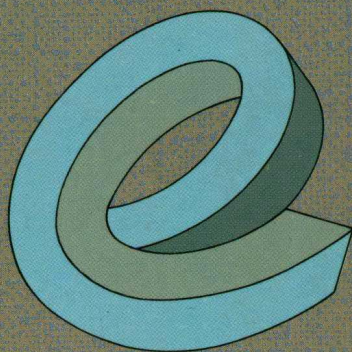


日本語教授法



【編】

木村宗男 窪田富男
阪田雪子 川本 喬

おうふう

日本語教授法

(定価はカバーに表示して
あります。)

1989年5月25日 初版 一刷発行

2000年3月30日 初版十三刷発行

編者 © 木村 宗 男

阪 田 雪 子

窪 田 富 男

川 本 喬

発行者 坂 倉 良 一

印刷所 三 恵 印 刷 所

発行所 (株) おうふう

〒101 0064 東京都千代田区猿樂町1-3-1

Tel. 03-3295-8771 (営業)

03-3295-8774 (編集)

(振替) 00140-2-665242

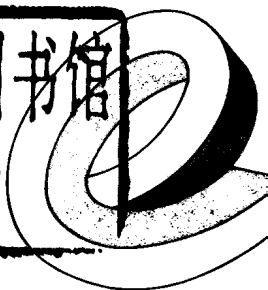
造本には充分注意しておりますが、落丁・乱丁などございましたら、小社かお買上げ書店にておとりかえいたします。

ご意見、ご感想がございましたら、小社編集部までお寄せ下さい。

ISBN 4-273-02299-0

日 本 語

江苏工业学院图书馆
教 授 法 章



【編】

木村宗男
阪田雪子
窪田富男
川本 喬

まえがき

ここ数年、外国人の日本語学習熱が急激に高まり、国内・国外を通じて、日本語学習人口が、著しく増加してきていることは、よく知られているとおりである。その基本的要因として、近年、日本が世界において注目を浴びる存在となったことが挙げられる。日本の文化・社会を深く知るため、あるいは日本の技術を学ぶため、さらには、生活や業務のため、日本語を学習する外国人が増加しているのである。学習者の層も厚くなり、目的やレベルも多岐にわたるようになって、日本語教育の多様化が進んでいる。このようなことは、日本語教育の歴史において、いまだかつてなかったことである。

こうした状況に対応して、日本政府は、21世紀初頭までに留学生10万人を受入れる構想を立て、そのためには2万数千人の日本語教師を必要とすると試算している。それに基づいて、文部省は大学の日本語教員養成課程のための標準的カリキュラムを示すとともに、日本語教育能力検定試験を施行するなど、日本語教員養成のための施策を実施に移してきた。現在、国公立の多くの大学で、日本語教育の主専攻あるいは副専攻課程が設置されており、その他の日本語教育関係機関でも日本語教員養成の研修会・講座などが数多く開催されている。

本書は、こうした日本語教員養成に役立つことを企図して編集されたものである。内容は教員養成課程で必須とされる教授法に関する事項をできるだけ多く取り上げ、しかも、理論に終わらず、それぞれの問題を具体的に扱うこととした。

執筆は現在、日本語教員養成にたずさわっている17人の専門家が、それぞれの養成の場で多年手がけてきた事項について、これから日本語教育にたず

さわろうとする人のために、教育現場で実際に役立つものとなることを心がけておこなった。

日本語を教えるときに忘れてはならない重要なことは、学習者に対する配慮であるが、中でも日本語教育の歴史に見られる我が国と近隣諸国・諸地域との関係は常に心に留めておかなければならないこととして、取り上げた。教授法については、初級、中級、上級の指導法をはじめ、対象別・母語別の指導法、誤用に対する指導法、テスト問題の作り方などが具体的に説明され、また従来あまり取り上げられなかった教育実習にも触れることができた。これらの実際の授業を例とした説明は、これから日本語教育にたずさわろうとする人々にはよい指針となろう。

本書は養成課程の教室で使用されるばかりでなく、独習用参考書としても利用できるよう意を用いた。また、外国人に日本語を教えるということがどういうことなのか、外国人が日本語を学ぶ際にはどんな問題があるかということ本書によって知っておくことは、国際時代のすべての日本人の教養として必要なことであると思われる。

なお、日本語そのものの体系的知識を得るためには本書の姉妹編『日本語概説』をあわせて読まれることをおすすめする。

1989年4月5日

編者	木村 宗男
	阪田 雪子
	窪田 富男
	川本 喬

目次

まえがき

第1章	日本語教育の目的と方法	7
第2章	日本語教育の歴史	17
1	日本人による日本語教育の歴史	17
2	外国人による日本語教育の歴史	33
第3章	教授法	47
1	外国語教授法	47
2	日本語教育の内容	64
3	カリキュラム・学習段階	90
4	教科書・教材論	100
5	視聴覚教材	127
6	初級指導法	144
7	中、上級の指導法	175
8	対象別・母語別の指導法	199
9	能力差・クラスサイズに応じた指導法	213
10	誤用に対する指導法	224
	(1)英語系学習者の場合(文法)	224
	(2)韓国語系学習者の場合(発音・聞き取り)	233
	(3)中国語系学習者の場合(語彙・表記)	244
第4章	評価法	253
1	評価の目的と効果	253

2	測定と評価の方法	258
3	テスト問題の作り方	265
第5章	コースデザインの実際と授業の実際	281
1	コースデザインの実際	281
2	授業の実際	295
3	教育実習	308
索引		333

第1章 日本語教育の目的と方法

学習者の増大と日本語

日本語は世界の言語の一つである。その日本語を学ぶ人々が世界中で急増している。日本は、国際社会の一員として、それらの人々の要望に応える責務を負っている。

いま世界は、これまでの国際社会から新しい型の統合に向けて大きく歩みだしているといわれる。これからの世界は、歴史・風土の違いによる地方性をたがいに尊重しながら、世界の各地がそれぞれ新しい社会と文化の形成を志向するようになるだろう。世界における日本語学習者の増大はその証の一つであるかもしれない。数の増大のみならず、その層・動機・目的においていちじるしく多様化していることは何を示しているのであろうか。かつて大学などの高等教育・研究機関の独占物であった日本語教育が、一般社会人や中等教育へのいちじるしい広がりを見せていることは注目してよい事実である。特に、中等教育への広がり、その国の教育制度の中に組み入れられる傾向を示している。学習の動機・目的も千差万別であり、生活上、職業上、研究上の必要はもちろん、スポーツや趣味にまで及んでいる(表1)。これらのことは日本語が日本人だけのものではなくなりつつあること、かつての特

表1. 学習の動機・目的

海外における日本語学習者の場合

- ① 日本語の教育・研究に携わるため
- ② 日本研究を行うため
- ③ 自己の専攻分野の知識や情報を得るため
- ④ 日本の技術を修得するため
- ⑤ 現在の職務や職業上の必要性のため
- ⑥ 日系企業などに就職するため
- ⑦ 自国における将来の日本語の必要性に備えて
- ⑧ 訪日の予定や希望があるため
- ⑨ 家族や親類に日本人や日系人がいるため
- ⑩ 中学・高校における勉学の一環
- ⑪ 自己の趣味に関連して（日本映画や音楽を楽しむなど）
- ⑫ 父祖のことばとして（日系人の場合）
- ⑬ その他、日本に対する興味や関心から

日本国内の日本語学習者の場合

- ① 日本語の教育・研究に携わるため（大学や大学院で学ぶ日本語専攻生）
- ② 日本研究を行うため（大学や大学院で日本研究、対日比較研究のテーマをもって学ぶ者）
- ③ 専門的知識を習得するため（大学や大学院などで学ぶ留学生）
- ④ 技術を習得するため（技術研修生として来日する者）
- ⑤ 上級学校へ進学するため（大学の留学生別科や日本語学校で進学のための予備教育を受けている者）
- ⑥ 日本に対する理解を深めるため（政府あるいは大学間の学生交流協定により来日し、日本語および日本文化などの勉強を行う者）
- ⑦ 職務上、生活上の必要性のため（企業関係者、教師、外交官、宣教師、主婦など）
- ⑧ 初・中等教育の一環（在日外国人子弟）
- ⑨ 日本の社会に適応するため（日本定住を希望するインドシナ難民など）

総合研究開発機構「日本語教育および日本語普及活動の現状課題」1985より

殊語的位置から普遍言語の位置に変わりつつあることを示しているといえるかもしれない。これは日本が歴史上はじめて経験する事実である。

日本人と日本語

ところで日本は、明治以来、自国の近代化に向けて、先進諸国の文化・技術を摂取することに多大の国家的エネルギーを傾けてきた。その結果は、戦争や侵略という矛盾・挫折を経験しながらも、また、社会的・文化的にさまざまな歪みを抱えながらも、ともかく世界から驚異の眼で見られるような近代国家へと仕立てあげた。しかし、その百余年のわき目もふらない歩みは、知らず知らずのうちに、自らの社会や文化を外から見る眼を忘れさせてきた。いま、経済発展を基盤として、日本が世界各国の注目をあび、科学・技術の面だけでなく、文化・社会のほとんどあらゆる面にわたって諸外国との交流が求められるようになって、自らを客観視できない長年の性癖

は要求に対応する理念や施策を確立するのに大きなブレーキとなっている。

日本人にとっての日本語は、この客観視できない対象の典型的なものである。その大きな理由の一つは、日本語の教育や研究の伝統が、日本語(母語)を外から見ようとする視点をほとんど欠いていたこと、あるいはその必要性を感じなかったことにある。そればかりか、日本語は世界の諸言語のなかでも特殊な言語であり、外国人には学びにくい言語であるという偏見をつくりあげてしまった。これは日本人の共有するマイナス点となり、国際化の波に洗われる昨今、その欠点が露呈し、日本語の客観視にも、日本語教師養成にも、特別の時間と労力が要求されるツケとなって回ってきているといえる。

日本語教育の意義

上記のことは、日本語についての知識や技術を進歩させるだけで解決できる問題ではない。日本語教育の意義は、一言でいえば、世界の繁栄と平和にどれだけ寄与できるか否かにかかっている。従って、日本語・日本文化を外に向けて学びやすくするための努力は、ありのままの日本を理解する者を増やすことであると同時に、日本人が自らを見つめなおし、外からの忌憚のない批判を受け入れ、かつ正当な主張のできる精神を養うことを意味している。このことは同時に、日本人も他民族の言語・文化を学び理解する必要を教えている。

ところで、ことばは国力の象徴である、とよくいわれる。かりにそうだとしても、国力とは何かをよく考えなければならない。近年の日本語学習者の増大が、直接的には、日本の国際社会に占める影響力の強さ、つまり経済大国への興味や高度な科学・技術への関心から起こっていることは間違いないであろう。しかし、日本語が国際化するためには、世界の人々が物質文化への魅力を超えて、精神文化にも学ぶものが多いと判断しなければ、日本語の広がりはある限度内にとどまるだろう。日本の文化・文明に世界の人々に受け入れられる普遍性があるか否か、もしあるとすれば、その普遍性を説明す

るための理論の追及と、それに近づきやすくするための方策を確立する努力が積極的になされなければならないだろう。

ひるがえって、日本が明治以降の近代化の過程において欧米先進諸国から何を学んだか、もう一度考えてみなければならない。科学・技術や芸術や学問の方法等はもちろんであるが、欧米の諸民族がもつ自由・平等・博愛の社会思想、権利・義務の精神、さらに独立や個人主義の概念を普遍的価値観として学んだはずである。それが消化されたか否かは別問題である。これらの思想・精神はすくなくとも欧米の諸民族が誇りをもって世界の人々に提示しうる文明であり、日本人は自らに欠けたものとして学んだはずである。これに匹敵しうる日本の文明はなんであろうか。世界の人々の見解に耳を傾けるとともに、日本人が自ら考究し、提示し、説明することが要求されていると考えなければならない。日本語が普遍言語になりうる性格を備えているとすれば、学習者個々人の希望がなんであれ、究極的にはこのことが求められていると考えなければならないであろう。

日本語教育と国語教育

外国人に対する「日本語教育」と日本人に対する「国語教育」という二つの名称は、日本独特のものといえる。特に、自国語の教育を伝統的に「国語教育」と呼ぶことは、世界的には決して一般的ではないことは知っておいてもよい事実である。ただ、この二つはその目的も方法も異なる。「国語教育」がもつ〈一国民として〉の人間形成的意義は、「日本語教育」にはないというべきであろう。一方「日本語教育」には、異文化システムとのスムーズな接触や差異の認識など、相互共存のためのもっとも基礎的な共通項をつくるという役目がある。

英語等の呼称に従えば、国語教育は「国家共通語(あるいは第1言語)」としての日本語の教育」に相当し、日本語教育は「外国語(あるいは第2言語)」としての日本語の教育」に相当する。いうまでもなく、いずれの国においても、

教育は期待する国民の育成にあり、その国の歴史的・社会的条件、および国際的な諸条件と学問研究のレベルを反映している。したがって、先に述べたように、国語教育が日本語を外からみる眼を養ってこなかったとしても、そこには日本人の日本語や日本文化についての考え方・見方が反映していたにすぎない。また、日本国内においても、日本語を母語としない他民族のいること、その独自性を認めたくて交流することなどは念頭になかったことも、この大きな要因である。このことを前提にして、なお次のことを心得ておく必要がある。

学校教育としての国語教育は、ふつう小学校入学時から始まるが、日本語がすでに話せることを前提に行われる。つまり、すでにコミュニケーションに困らない自国民が対象である。したがって、そこで行われる文法などの分析的知識の授与にしても、文の意味がすでに分かっていることを当然のこととして行われる。コミュニケーションができないこと、意味が分からないことを前提とする外国語教育との決定的な違いである。このあまりにも単純な事実¹に気がついていないことが多い。この事実は、日本語が話せれば、外国人にも日本語が教えられると思うことの間違いであることを示している。日本語は、それが話せない者にとっては当然に外国語であるが、日本人は、通常、日本語の話せる者ばかりに囲まれて生活してきたという長い伝統のせいで、母語もまた外国語の一つであるという認識を持たないで過ごしてきた。また、現代日本語を分析的にみる見方も、一般的には、古文解釈の考え方からあまり抜け出していない。特に、学校文法はそうである。このことは、外国語として現代日本語を見る訓練を受けたことのない国語教師が、現代日本語を外国人に教えるときに露呈する。外国人学習者が日本語について疑問をもつ箇所は、日本人のための文法書や辞書には書かれていないことばかりである、といっても言いすぎではないのである。

日本語教育の方法

では、外国語が話せる者なら可能なのかといえ、そうではない。教師志望者のなかには、しばしば、外国語のできることに第一条件で、日本語の扱いについては技術さえ習えば教えられると思っている者がいるが、現に自分を取りまいている日本語を分析的に見つめることができなければ、その技術さえ習得できない性質のものであることに気づいていない場合が多い。日本語が話せることと、日本語について説明ができること、学習者に役立つ方法で日本語が扱えることとは、まったく別のことである。だから、無意識のうちに身につけた音声や文法については一言もいえない者でも、苦勞して身につけた漢字や敬語についてなら、たとえ印象的にでも、何かしらいえるということはよくある。従って、外国人に対する日本語教育を志す者は、日本語を意識的に未知の言語として扱い、新たに見つめなおそうとする努力がつねに要求される。

そのためには、日本語がどのように研究され、どのような見方がなされているか、教授法の理論とどのような関係があるか、つねに留意していなければならない。たとえば、伝統的文法と記述的文法との違い、記述的文法と教育的文法との違い、言語的能力と伝達的能力との違い、伝達的能力と文化的能力の関係のしかた、さらに関連諸科学の教授理論への貢献などについて知る努力が必要である。こうしたことは、どのレベルの学習者を対象とする場合でも、教師にまず求められる基本姿勢である。これがなければ教育方法の改善は望めないであろう。しかし、この努力は決して容易なことではない。

また、教師は、ともすれば、ひとりよがりの教授法に陥りやすいものである。過去のすぐれた教授法の長所を十分に学ぶと同時に、新しい教授法にも謙虚に耳を傾けること、しかもそれにおぼれないことが大切である。また、一般に外国語学習の難易は、母語との近似度による場合が多いから、同系統言語間の教授法の考え方を異系統言語間にそのまま持ちこむことには、とくに注意おかなければならない。

さらに、現実の問題として、学習者の多様化は日本語教育の内容と方法を

いちじるしく多様化させていることに留意する必要がある。日本の学校教育における英語教育等と同列には論じられない。母語も年齢も学習目的も学習期間も異なる者に、同一の教育方法がとれないことはいうまでもない。にもかかわらず、日本国内では、同一クラスにこの背景の異なる学習者を共存させざるをえない現実が少なくない。教育方法もこの現実左右されざるをえない。日本語教育は世界の人々のさまざまな要望に応えることであり、したがって〈制度化〉することは困難である。ただ、どのような条件下にあっても、教師にはつねに教育効果をあげることが要求されていることを忘れてはならない。

また、しばしば指摘されるように、日本語が世界各地で広く使われるようになれば、同時にいわゆる標準的でない（たとえばピジン化した）日本語も使われるようになることが十分に予想される。日本人はそれに寛容でなければならぬが、同時にこれは日本語教師の役目とは、原則として、無関係であることも認識していなければならないであろう。ただ一つ留意しておきたいことは、過去における日本語教育が、ある程度以上の能力の持ち主ばかりを対象として考えてきたといえることである。日本の開放が進むことは、同時に、いわば外国語に適性のない者にも適切に対応する必要にせまられることを意味している。

日本語教師に求められる資質

外国人に対する日本語教育も、いうまでもなく、〈教育〉の一分野である。日本語教師に求められる基本的資質、とくに知識や技術にすぐれ、愛情や情熱に富んでいること、再研修の努力を怠らないことなどは、他教科の教師となんら異なるところはない。関連諸科学の知見に学ばなければならないことも同じである。では、日本語教師に他よりも強調して求められるものは何であろうか。上に述べたことにすでに含まれているが、次のようにまとめられるだろう。

- ① 異なる民族・文化に偏見のない国際感覚を身につけること。
- ② 日本語・日本文化を対象化して分析的に見られること、および、可能な限り学習者の母語・文化と対照して見られること。
- ③ 学習者個々人の学習の目的・動機と学習条件を知り、その関心・要望に応える努力ができること。
- ④ 教師が母語を教えることは、同時に、学習者の母語を学ぶ相互学習の精神に支えられていなければならないこと。
- ⑤ 学習者がたとえ日本語の上達が遅くても、その人の人格をきちんと認めて対応ができること。
- ⑥ 母語であるがゆえに、準備がなくても外国人に教えられると思うことの間違いを自覚できること。

いずれも一朝一夕にできることではない。しかし、職業としての日本語教師を望むなら、いずれもおろそかにしてはならないことである。

以上のことは学習者の立場に立ってみると分かりやすい。教師は教育の現場においてさまざまな反省を強いられるのが常である。学習者には学習者の権利がある。H. Hammerly (1985) は、この学習者の権利として具体的に次の12項目を挙げている。これは、裏返せば、教師の心すべき義務である。

1. 十分に資格をもち、卓越さを自らに義務づけている教師につく権利。
2. コースないしは授業課程、その目標、その手順の原理についてオリエンテーションを受ける権利。
3. 学習活動とテストの運用目標を前もって教えてもらう権利。
4. 選択、段階づけ、漸進的統合のような原則に従った体系的な授業を受ける権利。
5. 言語的能力、伝達的能力、文化的能力をつりあいを保ちながら発達させる権利。
6. 個々の学生が身につけたいと望んでいる言語技術を強調してもらう権利。

7. 教授・学習課程を促進するために自分の母語を使ってもらう権利。
 8. 自分の誤りを、親切に、即座に、一貫して訂正してもらう権利。
 9. 母語話者、工学的補助具、教材を十分に利用出来る権利。
 10. 教授を受けたことを基にして公平に評価を受ける権利。
 11. 個々人が自分に最もふさわしい速度で進む権利、ないしはこれが不可能なときには、必要に応じて補助的に学力増進のための活動を受ける権利。
 12. 教師、コース、教授法と手順、教材、および教授課程全体を定期的に匿名で評価し、これによって自分たちの考え方を考慮してもらう権利。
- これらの項目の多くは教育一般に当てはまることはもちろんであるが、母語を外国語として教える教師はとくに忘れたくないものである。

これからの日本語の教育と研究

すでにその必要性は叫ばれているが「日本語教育学」はもちろん、「外国語教育学」もまだ確立されていない。国語教育と外国語教育が相補関係になればならないことは、すでにしばしば指摘されているが、国語教育と日本語教育との交流はまだほとんどない。これは、日本人の日本語に対する認識を端的に示していると同時に、不幸なことであるといわざるをえない。それぞれの専門性を尊重しつつも、なお外国語に弱い国語教師、日本語に弱い外国語教師は早急に解消されるべき性格のものであろう。まして、“日本語に弱い国語教師、国語に弱い日本語教師”についてはいうまでもない。

近年、大学院のみならず学部段階から日本人の入る日本語学科等がいくつも設置されたが、既存の国語国文科等に講座を増設するのではなく、新しい学科を必要とするにいたった理由はよく考えられなければならない。直接的には、日本語学習者の増大と国際交流の活発化に伴って、外国人に対する日本語教師の量的養成と質的向上をねらったものであるが、その意義・効用をせまく解釈してはならない。日本語を世界の言語の一つとして見直すことは、